



Tsukuba!

No. 8

2026年3月

にほんご



Topic: 日本の学校について

※このガイドに掲載がある二次元コードは、すべて日本語のページにつながります。ほかの言語で見たいときは、自動翻訳機能を使ってください。

外国籍のお子さんを持つ保護者の方は、「どの学校に通えばいいのか」「どんな手続きが必要なのか」など分からないことが多いと思います。今号では、学校の基本ルールなどについて紹介します。



【日本の義務教育について】

日本では、小学校6年間(6歳~12歳・1~6年生)と中学校3年間(13歳~15歳・7~9年生)の、合計9年間は義務教育です。日本国籍のこどもの保護者には、こどもに教育を受けさせる義務があります。

外国籍のこどもの保護者には、この義務はありません。しかし、日本は「子どもの権利条約」を受け入れており、すべてのこどもが、国籍に関わらず、差別なく教育を受ける権利があるとしています。

そのため、外国籍のこどもも、日本の学校で教育を受けることができます。

【学校へ通う年齢について】

日本の学校は、4月に入学し、3月に卒業します。学年の区切りは、毎年4月1日です。入学する学年は、4月1日時点の年齢で決まります。

4月2日から翌年4月1日までに生まれたこどもは、同じ学年になります。

例: 2026年4月に入学する場合のこどもの生年月日

・新1年生(6~7歳): 2019年4月2日 ~ 2020年4月1日 生まれ

・新7年生(12~13歳): 2013年4月2日 ~ 2014年4月1日 生まれ

ただし、外国籍のこどもの入学する学年は、年齢や日本語の理解、学習状況などをふまえて学校と相談して決める場合があります。

【指定学校(学区)について】

つくば市立の公立学校には小学校・中学校・義務教育学校があります。

それぞれの学校には、通学区域(以下、学区という)があります。

その地域に住んでいるこどもは、原則としてその学区内の学校(指定学校)に通うことになります。

通う学校を自由に選ぶことはできません。

【指定学校以外の学校などに入学する予定がある場合について】

次のような場合は、つくば市役所 学務課へ報告が必要です。

- ・ 国立・県立・私立学校に入学する場合
- ・ インターナショナルスクールに通う場合
- ・ 他の市区町村の公立学校に通う場合
- ・ 学区外の学校へ就学を希望する場合(詳しくは2ページ目へ)

日本ユニセフ協会HP

<https://www.unicef.or.jp/ko-domo/cre/cre/learn1/>



文部科学省HP

<https://www.mext.go.jp/a-menu/shotou/shugaku/detai/1422256.htm>



つくば市HP

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/kyoikukyokugakumuka/gyomua/nnai/4/3/1004996.html>



【指定学校変更申請について】

特別な理由により学区外の学校に通う必要がある場合は、指定学校変更申請を行います。

申請が認められるかどうかは、市が定めた基準に基づいて判断されます。申請をしたからといって、必ず認められるわけではありません。

次の理由は、指定学校変更申請の理由として認められません。

- ・友人がいる学校に通いたい
- ・同じ国の人が多い学校に通いたい

学区外の学校に通う場合は、原則として、保護者の送迎が必要です。



つくば市HP

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/kyoikukyokugakumuka/gyomuannai/4/3/1/1001161.html>

【日本語指導教室について】

つくば市では、日本語の理解や会話に不安があるこどもを対象に、日本語指導教室での取り出し授業などで日本語学習の支援を行っています。

日本語指導教室では、授業についていけるように、日本語や学校生活で使う言葉を学びます。

日本語指導教室の有無や、指導の内容は、学校によって異なります。

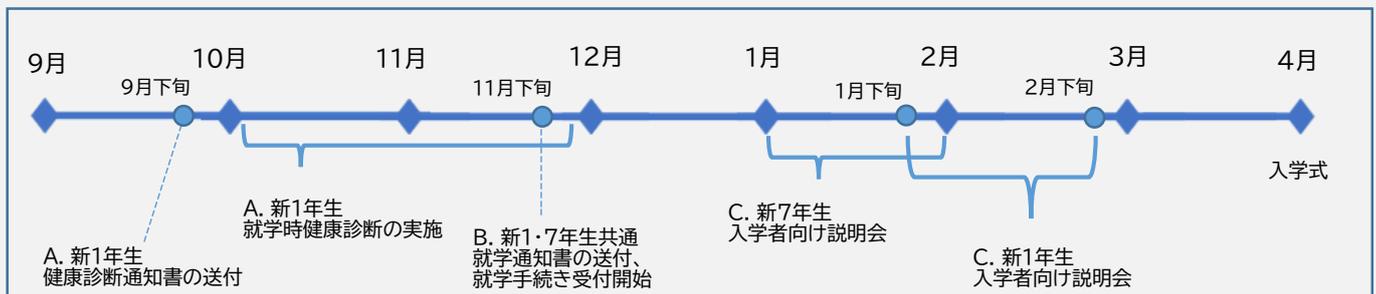
学区内の学校に日本語指導教室がない場合は、指定学校変更申請を行い、日本語指導教室がある学校に通える場合があります。その場合は、教室がある学校のうち、住民登録をしている住所地から最も近い学校が指定されます。

また、日本語指導教室がない学校でも、日本語学習支援員や日本語学習支援ボランティアから、日本語学習の支援を受けられる場合があります。

通学する学校についてはつくば市役所 学務課へ、通学する学校が決まった後の日本語学習支援については通学予定の学校へ相談してください。

【新1年生・新7年生の入学までの流れ】

新入生が入学するまでのステップ



A. 就学時健康診断(新1年生のみ)

小学校・義務教育学校に入学するこどもを対象に、10月上旬から11月下旬に就学時健康診断を行います。日時と場所は、9月下旬ごろに届く「健康診断通知書」でお知らせします。

B. 就学通知書について(新1・7年生)

11月下旬に、保護者あてに「就学通知書」を配布または郵送します。

就学通知書には、入学する指定学校が記載されています。

※就学通知書の郵送後に、市内で住所が変わった場合

つくば市役所 市民窓口課で住民登録の手続きをした後、学務課で就学通知書を受け取ってください。

C. 入学者向け説明会(新1・7年生)

入学前に、各学校で説明会を行います。

・新1年生:1月下旬～2月上旬 ・新7年生:1月～2月

内容や日程は、学校によって異なります。詳しくは、入学予定の学校へお問い合わせください。

入学直前に市外からつくば市に引っ越してきた場合

新1・7年生がいる家庭で、12月から4月に市外からつくば市に引っ越してきた場合は、つくば市役所 学務課で手続きを行ってください。



つくば市HP

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/kyoikukyokugakumuka/gyomuannai/4/3/1001148.html>

【学校生活について】 ※学校によってルールや方法は異なります

学校のルールを守りましょう

日本の学校では、多くの子どもが同じ場所で安全に生活するため、服装や持ち物についてのルールがあります。

- 例) ・ 学校にお菓子を持っていかないでください
 ・ アクセサリーや高価な物は持っていかないでください
 ・ 化粧やネイルは禁止です

ヒジャブなど、宗教的な配慮が必要な場合は考慮されます。



学校への報告・連絡・相談は、とても重要です



子どもが欠席・遅刻する場合は、分かった時点ですぐに学校へ連絡してください。保護者から連絡がない場合、学校から電話で確認の連絡をします。

「連絡がなく学校に来ないと、生存確認をしなければなりません。とても心配になりますし、大変です…」(先生より)

けがや病気で通院した場合や、学校生活に影響があるときも学校へ伝えてください。

また、日本の学校では、水泳の授業があります。水泳の授業がある日は、子どもの健康状態と参加するかどうかを保護者が学校へ報告します。報告がない場合、安全のため、子どもは水泳の授業に参加することができません。

学校からのお知らせを確認しましょう

学校から保護者への連絡は、連絡アプリ「スクリレ」や緊急メールで届くことがあります。

また、子どもの出欠連絡に「LEBER(リーバー)医療相談アプリ」を使う学校もあります。

アプリやメールの使用の有無は学校によって異なります。

登下校について

登下校は、基本的に保護者の責任となります。

子どもが安全に通えることを前提に通学方法をよく考えてください。地域の子どもたちと一緒に登校する登校班がある地域もあります。

学区外就学をしている場合は、原則として保護者の送迎が必要です。

出席停止・学級閉鎖について

インフルエンザなどの感染症にかかったときや、クラスで病気が広がったときは、学校が休みを指示することがあります。

個人で休む場合を「出席停止」、クラス全体で休む場合を「学級閉鎖」といいます。

どちらも欠席にはなりません。

PTA活動について

保護者と先生が連携して子どもたちの学校生活をより良いものにするPTA活動を行う学校もあります。

具体的には、学校行事の手伝いをしたり、学校周辺のゴミ拾い活動を行ったりします。

PTAの有無や参加の方法は、学校によって異なります。



給食について



つくば市HP
<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikiarasagasu/kyokukyokukenkokyoika/gyomuannai/1/1001176.html>

日本の学校では、給食があります。

給食はクラス全員で一緒に食べます。

アレルギーや宗教上食べられないものがある場合は、事前に学校へ相談してください。給食の一部停止や弁当持参などの対応があります。

※アレルギー対応には、医師の書類が必要です。

掃除について

子どもたちは毎日、学校の掃除をします。教室や廊下などを班で分担して掃除します。



学校にかかる費用について



公立の小学校・中学校・義務教育学校では、授業料と教科書代は無料ですが、漢字・計算ドリルなどの副教材や校外学習、修学旅行など、学校徴収費と呼ばれる費用がかかります。金額は、学年や学校によって異なります。また、学校生活で使うものとして、上履きや体操服、雑巾、防災頭巾などの準備が必要です。その他、授業で使用する鍵盤ハーモニカやリコーダー、書道セット、絵の具セットなどを準備するため、時期によってまとまった費用がかかります。兄弟・姉妹や友人がいればお下がりを使っても構いません。

【ある学校の1年の流れについて】

※あくまで例となります。学校によって日程は全く異なります。
★マークは冬休みや春休みなどの長期休みを指します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1-6年生	授業参観 入学式 始業式	5年生 宿泊学習 健康診断	6年生 修学旅行	保護者面談	★夏休み (40日程度)	体育祭 1学期 期末テスト
7-9年生	9年生 修学旅行	7年生 部活動入部	1学期 中間テスト	三者面談		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1-6年生	運動会	保護者面談	音楽会	4-8年生 学力診断テスト	授業参観	卒業式 修了式
7-9年生	1学期 終業式 2学期 始業式	文化祭	2学期 中間テスト	7年生 スキー合宿	2学期 期末テスト	
			★	★		★
			冬休み(10日程度)		春休み(14日程度)	

【番外編！インターナショナルスクールについて】

インターナショナルスクールには、法令上の明確な定義はありません。一般的には、主に英語で授業を行ったり、外国人の子どもを対象とする教育施設として考えられています。学校教育法第1条に規定する学校として認められたインターナショナルスクールを除き、多くの学校では日本の義務教育を修了したことにはなりません。



文部科学省HP
https://www.mext.go.jp/a_menu/sh_oto/shugaku/detail/1422252.htm



長期休み中の通学について

インターナショナルスクールの長期休みの間だけ、子どもを日本の公立学校に通わせたい場合は、必ず事前につくば市役所 学務課と学校へ相談してください。公立学校に自由に来たり、休んだりすることはできません。通う期間・通わない期間については、学校と十分に相談し、決める必要があります。

翻訳者から一言